



また現状では
お客様は登記所や
金融機関それぞれに
戸籍謄本などを
複数冊提出しなければ
ならず手間が大きい
法定相続情報
証明制度では
一度戸籍謄本などを
揃えて証明書が
発行されれば
後はそれで手続きを
進められるので
負担の軽減に
つながるといえるよ



相続に関する
手続きを簡素化する
目的で
創設される



近年 名義が
変更されないまま
放置されている
不動産が増加し
空き家問題などの
一因となっ
ていることが
指摘されて
いるんだ



法定相続情報証明制度で
お客様や行職員にどんな
手続きが求められるかは
Q2以降で紹介するよ



もちろん現状の
戸籍謄本で確認する
という取扱いがなくなる
わけではない
ただ
法定相続情報
証明制度を
利用してもらうことで
金融機関にとっても
戸籍謄本のチェックが不要に
なりメリットがあるんだ

法 定相続情報証明制度（仮称）は相続手続きを簡素化するための制度といえます。
平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」では、空き家の活用や都市開発等の円滑化のために土地・建物の相続登記を促進する旨が明記され、「ニッポン一億総活躍プラン」でも既存住宅流通・リフォーム市場の活性化のために相続登記促進に向けた制度を検討するとなっております。
各所に戸籍謄本等を提出して相続手続きを行う相続人の負担を軽減し、相続登記を促進するために、法定相続情報証明制度の創設が検討され、今年の夏ごろまでに施行される予定です。

戸籍謄本等の代わりになる
法定相続情報証明制度は、相続人が登記所に所定の書類を提出することで、登記官が認証文を付した法定相続情報一覧図の写しを交付するものです。戸籍謄本等の代わりに相続手続きが可能です。

法定相続情報証明制度は どんな制度なの？ なぜ創設されるの？

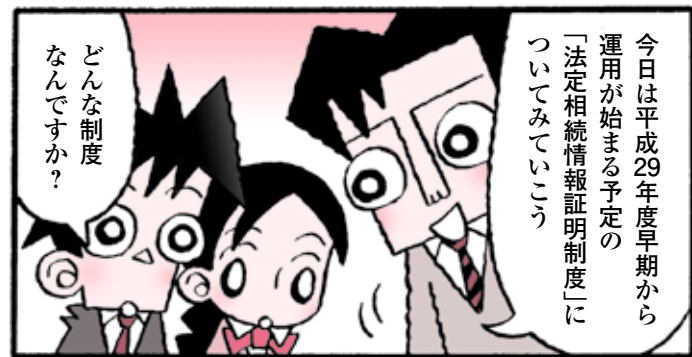


A

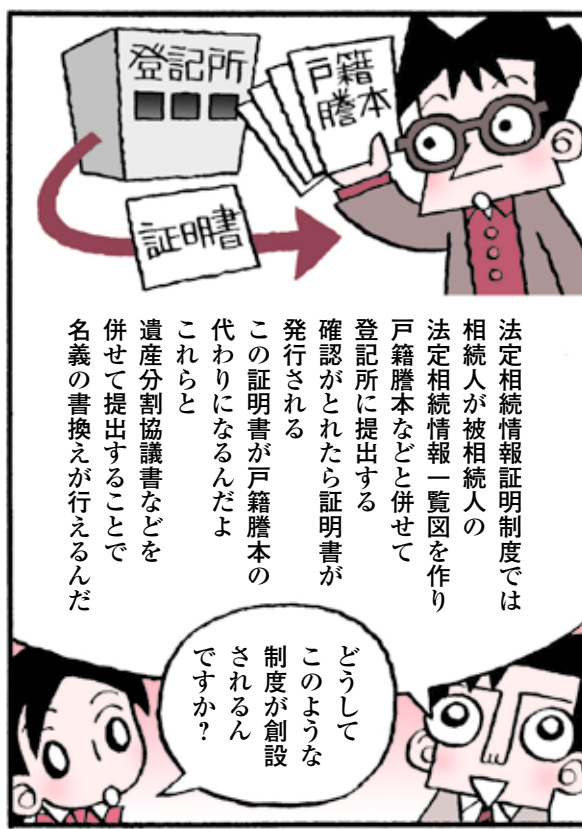
法定相続情報証明制度は相続手続きを簡素化するための制度です。相続人の負担を軽減し、相続登記を促進するために創設されました。所定の書類を提出することで、戸籍謄本等の代わりになる証明書が交付されます。



法定相続情報証明制度は
相続した不動産や預金などの
名義の書換えに
関わる制度だよ



今日は平成29年度早期から
運用が始まる予定の
「法定相続情報証明制度」に
ついてみていこう
どんな制度
なんですか？



法定相続情報証明制度では
相続人が被相続人の
法定相続情報一覧図を作り
戸籍謄本などと併せて
登記所に提出する
確認がとれたら証明書が
発行される
この証明書が戸籍謄本の
代わりになるんだよ
これらと
遺産分割協議書などを
併せて提出することで
名義の書換えが行えるんだ



現在被相続人の
不動産や預金を
相続人の名義に
書き換える際
登記所や金融機関には
様々な書類を提出する
その書類の中で特に重要なのが
被相続人が生まれてから
死亡するまでの戸籍謄本や
相続人の戸籍謄本だ
これらは法定相続人の
範囲を調べるために
必要になるんだ

そう
ですね

どうして
このような
制度が創設
されるん
ですか？